平成２６年（フ）第５３５号
東京都昭島市緑町２丁目21番７―105号
債務者　井口　直亮
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月29日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第９０８号
東京都東村山市本町２丁目３番地２エミネンス東村山718
債務者　土谷明日香
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月29日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１８１７号
神奈川県綾瀬市寺尾台３丁目１番17号　たちばなハイツ101
債務者　蒲地　英治
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月４日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８２号
愛知県豊橋市神野新田町字ヘノ割29番地１208、従前の住所大阪市住吉区苅田８丁目９番１号
債務者　西尾　央翔
1　決定年月日時　平成26年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月９日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第１９４号
愛知県豊川市赤坂町東山355番地
債務者　高橋　行弘
1　決定年月日時　平成26年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月９日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第１９９号
愛知県岡崎市蓑川新町２丁目15番地１グレイスコート306
債務者　加藤　香奈（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成26年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月９日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第８７号
栃木県小山市大字小山2716番地17
債務者　竹田　和也
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月13日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第１９５号
愛知県豊川市赤坂町東山355番地
債務者　高橋　充代
1　決定年月日時　平成26年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月25日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第５３１号
静岡市清水区楠新田404番地の１　ファミールガーデン草薙805号
債務者　大塚裕美子
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５６０号
静岡市葵区羽高18番地　県営麻機羽高団地15棟444号
債務者　甲斐　　賢
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月27日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２６年（フ）第１８３号
仙台市青葉区国見１丁目６番２号　ウエスト・コート301、従前の住所仙台市青葉区宮町２丁目１番64号　エムズコーポ206
破産者　後藤　寛二
1　主文　当裁判所が平成26年10月29日になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「仙台市青葉区川平５丁目７番１号　パルメゾン川平302、従前の住所仙台市青葉区宮町２丁目１番64号　エムズコーポ206」とあるのを、「仙台市青葉区国見１丁目６番２号　ウエスト・コート301、従前の住所仙台市青葉区宮町２丁目１番64号　エムズコーポ206」と更正する。
2　決定年月日　平成26年11月25日
仙台地方裁判所第４民事部

破産手続終結

平成２５年（フ）第１４８６号
埼玉県川口市桜町５丁目７番26号、旧所在地千葉県松戸市串崎南町185番地の２
破産者　有限会社柏原設備
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２７５号
さいたま市北区大成町４丁目744番地
破産者　新栄紙工株式会社
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１０４号
千葉市中央区矢作町215番地３
破産者　株式会社テクノス
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１１０５号
千葉市中央区新宿２丁目10番２号　ＭＦコーポ２―402号野澤方、破産手続開始決定時の住所千葉市中央区矢作町215番地の３
破産者　田中　光雄
1　決定年月日　平成26年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係